

前回の議事概要及び審議会後の意見質問について
 (駒岡清掃工場更新事業計画段階環境配慮書)

1 前回の議事概要 〇〇〇は審議会後の回答

項目	委員名	区分	質問・意見等の概要		事業者の回答・説明の概要
その他	森本委員	質問	試運転期間について	新工場の建設後、旧工場と新工場を両方稼働させる期間（試運転期間）はどのくらいか。	最低でも3か月程度はかかる。
			両工場を稼働させた場合も基準を満たせるのかどうか方法書以降で検討すべきである。	試運転期間における2工場同時稼働時の環境影響に関する調査・予測・評価について、方法書にて検討する。	
日影	宮木委員	質問	複数案の設定について	日影ができないよう工夫した案は配慮書では設計できないのか。	施設の詳細な設計は今後の基本計画で明らかとなってくるが、日影の影響が全くない設計ができるかどうかは現時点では回答できない。
動物生態系	早矢仕委員	意見	調査の時期について	工事中の動物への影響が評価の項目に含まれていないため、実施するべきである。	動物、生態系については、方法書以降で工事中の影響も評価の項目として選定する。
	宮木委員	意見	類型区分、指標種について	類型区分、指標種の選定が適切ではないが今後精査されていくものなのか。	今後の調査結果を反映して再度評価する。
温室効果ガス	黄委員	質問	削減量について	高効率発電とは具体的にどういう装置か。これは温室効果ガス削減にどう影響するのか	具体的には決定していない。発電量の増大と設備の省エネ化を考慮して数値を算出した。
			ごみの処理量の減少量はどの程度か。削減の主要因は高効率発電と考えてよいか。	平成36年度には処理量が3万トン減少すると見込んでいる。ガスの削減量は、高効率発電設備を導入することにより、発電量が増加するため電力会社からの受電が減ることが主要因である。	
景観	吉田委員	質問	建物の圧迫感について	煙突の高さに注目して評価しているが、道路近接を40mの建物が建つ圧迫感について、緑で覆うなど配慮は行うのか。	今後の基本計画を検討する中で、緑地計画等にご意見を取り入れながら決定していきたい。
低周波音	松井委員	意見	評価項目の追加について	評価項目に低周波音を含めるべきである。	方法書において、項目追加、調査・予測・評価に関して検討する。
その他	松井委員	意見	評価手法について	基準値を満足しているか確認することがアセスメントではない。	1つの定量的評価のものさしとして基準値を用いているが、環境影響への評価については、他施設の事例やヒアリング結果等も踏まえて定性的、客観的な評価も今後記載する。
大気	内藤委員	意見	調査の時期について	工事中は車両が増加するため、工事中の車両による大気への影響を評価するべき。	方法書において、項目追加、調査・予測・評価に関して検討する。
	村尾会長	質問	地形の考慮について	地形が複雑な場所であるため、それを考慮した評価を行う予定はあるか。	方法書以降で地形を考慮した予測シミュレーションを採用するか検討したい。
		意見	気象データについて	気象台の安定度を採用できるかは留意すべきである。	方法書において、検討する。

2 審議会後の意見及び質問（事業者回答）

項目	委員名	区分	質問・意見等の概要	事業者の回答・説明の概要	
動物 生態系	早矢仕委員 （審議会でも同様の発言あり）	意見	調査の時期について	計画段階配慮事項の項目の選定（4-1） 「工事の実施」に含まれる3項目はいずれも、「動物」と「生態系」の影響要因として選択されるべき項目である。	札幌市環境影響評価技術指針（最近変更平成25年9月）における環境影響評価の項目（その11廃棄物焼却施設等に係る基本項目）の基本項目に従って、工事の実施に係る動植物生態系の影響を除外しておりました。 しかし、ご指摘のとおり、工事による騒音・振動や車両走行等の影響は、周辺の樹林地まで到達することが考えられ、周辺の良好な動植物の生息環境への影響が考えられることから、工事期間中の動植物及び生態系への影響についても方法書以降で項目として選定いたします。
			類型区分、指標種について	環境配慮事項ごとの調査、予測および評価の結果（5-2） 生態系指標種の選定結果が環境アセスメントの主旨に即していない。たとえば鳥類に関し、通常は、上位種を選定する。表5-2-3-1でそれぞれの類型区分に生態系上位種が含まれているにも関わらず、なぜそれらが選ばれないのか理解できない。	今回選定した「指標種」は、札幌市環境配慮指針（最近変更平成25年9月）に基づき、自然環境に係る「指標種で代表される動植物の生息環境を保全・創出できるか」という視点から、生息環境について知見が広く得られ自然環境の保全、創出等の配慮内容が具体性のあるものとして例示できる種を採用しております。 通常のアセスメント準備書等で選定する「上位性」、「典型性」、「特殊性」とは異なる視点での選定となっておりますので、猛禽類等の生態系上位種（指標種）については、動植物の現地調査後の準備書において改めて評価致します。
その他 温室効果 ガス	遠井委員	意見	複数案の設定について	今回は、立地については複数案を設定することができず、「配置、構造」について複数案を検討するとありました(2-17)。 配置・構造の複数案については、動物、植物、生態系、地球温暖化等の項目はすべて共通で、A案、B案の比較対象の根拠とはなり得ないようにみえます。 「配置、構造」に関する複数案の検討においても、技術指針別表4を参照して、関連項目を網羅する必要はあるのでしょうか。 できるだけ多くの情報を早い段階から開示し、事業者に環境配慮を求めることは望ましいと考えますが、「配置、構造」の複数案の検討に不可欠ではない要素については、この段階では省略して手続きを簡素化し、次の段階でより詳細な検討を求めるという考え方もあるように思いました。	今回の計画段階環境配慮書では、自然的、社会的地域概況についても文献、現地調査より状況を整理し、どのような項目について現在の構想段階で、配慮が必要かを精査しています。今回の「配置、構造」の複数案で大きな差がない項目についても、現状を把握する上で一定の意義があると考え、項目として選定しております。
温室効果 ガス		質問	再生エネルギーの利用について	計画段階配慮書手続きは、複数案検討に留まらず、事業計画における環境配慮を一般的に評価する機会であるにとらえれば、技術指針のみならず、(札幌市の)環境配慮指針も審議の基準となることを前提として、温室効果ガス関連項目については、札幌市の環境施策の目標に従って、最前の技術の利用可能性、あるいはさらなる排出削減の検討を求めたり、重油をバイオマスに置き換える等、再エネルギー利用を求めることも可能ではないかと考えますが、いかがでしょうか。 詳細事項は基本計画で策定とありましたが、施設の基本計画の環境影響評価は、今後、アセス手続きのどの段階でなされるのでしょうか。	現在稼働中の清掃工場は、焼却炉の立上げ時の着火と燃焼不良時の助燃を目的として重油または灯油を使用します。 新駒岡清掃工場の更新に係る詳細な事項は、今後、基本計画等で検討しますが、補助燃料についても温室効果ガス削減を念頭に置き、施設整備条件等を勘案しながら検討を進め、今後の環境影響評価に検討結果を反映していく考えです。
					基本計画は、準備書段階において策定完了する予定です。基本計画での検討結果、事業計画の内容は、準備書に反映致します。

3 審議会後の意見及び質問（事務局回答）

項目	委員名	区分	質問・意見等の概要	事務局の回答・説明の概要
その他	遠井委員	意見	<p>複数案の設定について</p> <p>今回は、立地については複数案を設定することができず、「配置、構造」について複数案を検討するとありました(2-17)。</p> <p>配置・構造の複数案については、動物、植物、生態系、地球温暖化等の項目はすべて共通で、A案、B案の比較対象の根拠とはなり得ないようにみえます。</p> <p>「配置、構造」に関する複数案の検討においても、技術指針別表4を参照して、関連項目を網羅する必要はあるのでしょうか。</p> <p>できるだけ多くの情報を早い段階から開示し、事業者に環境配慮を求めることは望ましいと考えますが、「配置、構造」の複数案の検討に不可欠ではない要素については、この段階では省略して手続きを簡素化し、次の段階でより詳細な検討を求めるという考え方もあるように思いました。</p>	<p>ご指摘のとおり配慮書段階で一部項目を省略し、方法書で検討することは可能であり、以下に環境省が作成した「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」の抜粋をお示しします。</p> <p><u>重大な環境影響の選定にあたり、事業者の実績によりEIA段階で回避・低減が可能と考えられる場合（例：遮音壁等の対策により騒音が相当程度低減されることが予想される場合等）や影響が可逆的あるいは短期間に留まる場合（例：騒音が一時的に増大するが、周辺道路整備が完了するまでの短期間である場合等）も想定される。このような場合には、事業ごとに選定の必要性を適切に判断し、場合によっては重大な環境影響として取り扱わず、計画段階配慮では対象としないことができる。</u></p> <p>しかし、動物、植物、生態系等については、上記ガイドに示す「EIA段階で回避・低減が可能と考えられる場合」や「影響が可逆的あるいは短期間に留まる場合」には該当しないと考えます。</p> <p>また、これらの項目は文献調査等の結果から、配慮書の作成段階や方法書の作成前に重大な環境影響を回避、低減できる場合も有り得るため、今回項目として選定したことについては適切と考えます。</p>
温室効果ガス		質問	<p>再生エネルギーの利用について</p> <p>計画段階配慮書手続きは、複数案検討に留まらず、事業計画における環境配慮を一般的に評価する機会であることから、技術指針のみならず、(札幌市の)環境配慮指針も審議の基準となることを前提として、温室効果ガス関連項目については、札幌市の環境施策の目標に従って、最前の技術の利用可能性、あるいはさらなる排出削減の検討を求めたり、重油をバイオマスに置き換える等、再エネ利用を求めることも可能ではないかと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>事務局の回答は市の配慮指針に基づいて、今後の審議の中で事業者さらなる省エネ、再エネ促進を求めることは可能だが、「回避・低減」のための「環境保全措置」のように必ず担保するよう求める性質のものではなく、お勧めに留まるという趣旨でしょうか。</p>	<p>配慮書の審議において、事業計画に対して本市の環境施策に基づいた環境配慮を求めることは可能と考えております。事業者はそれらと経済面、社会面等を考慮して方法書の事業計画を決定することとなります。</p> <p>バイオマスの活用、最新設備の導入や太陽光発電の利用等の省エネ、再エネ促進を求めることは「環境保全措置」と位置付けられるものと考えております。</p>